

前期選抜で定員を充足しない場合に、下記のとおり募集する。

[1] 出願

1 募集定員

募集定員80名から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

2 通学区域

通学区域は、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示す「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 出願期間

令和6年3月15日(金)から3月18日(月)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和6年3月18日(月)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
 - ② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。別記様式共通1号）

ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。

③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書（上記(1)①に同じ）

② 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、「3 出願資格」の「(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除する。

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（別記様式共通4号の2）を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（別記様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。

郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。

(3) 提出期間は、令和6年3月15日(金)から3月21日(木)までとする。

郵送の場合には、3月21日(木)必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

8 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの出願については「令和6年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」によるものとする。

9 願書受付

- (1) 出願書類受け付け完了後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

10 出願先変更

志願者は、令和6年3月19日(火)に、1回に限り、出願先を変更することができる。
受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。
出願先変更の手続きについては、「令和6年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」によるものとする。

11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（別記様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（別記様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 調査書

- (1) 「受験番号」の欄は、本校において記入する。
- (2) その他の記入については「令和6年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」によるものとする。

〔2〕入学者選抜

1 選抜方法

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書 「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は、55点満点として評価する。なお、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に判断して点数化する。合計190点満点とする。
- (2) 面接 個人面接を実施する。学びに向かう力や自己表現する力をみる。面接については、段階評価する。
- (3) 作文 作文を実施する。あるテーマについて400～600字で自分の考えをまとめる。作文については、段階評価する。

2 面接・作文の日時及び会場

- (1) 日時 令和6年3月22日(金) 午前9時20分～

- (2) 日程

9:20	10:30
作文	休
	面接

- (3) 会場 福島県立好間高等学校
- (4) 持ち物 受験票、筆記用具、上ばき、下足を入れる袋
※昼食が必要となる場合には、中学校長を通して本人へ連絡する。
- (5) その他 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まない。
志願者は、当日午前9時までに本校受験者控室（受付場所：生徒昇降口）に集合する。

3 合格者発表

- (1) 令和6年3月25日(月)午後3時以降に、本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。その際、合格通知書及び関係書類を原則として当日午後5時までに受領すること。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

4 東日本大震災により避難している生徒等及び避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の出願

「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めにより対応するので、本校へ問い合わせること。

5 障がい等のある志願者に対する配慮

「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めにより対応するので、本校へ問い合わせること。

6 その他

- (1) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（別記様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 入学に関する事前指導、入学式の日程及び入学後の経費等については、合格者発表当日に文書にて通知する。

※ 本要項に記載のない内容については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めにより対応する。